

受理番号： ー

受付日：令和 年 月 日（担当： ）
担当者： 様 来局 郵送

両立支援等助成金（育児休業等支援コース/育休取得時）
支給申請時提出書類一覧

会社名：申請日：令和 年 月 日

1 申請期限：対象育児休業取得者の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は産後休業）を開始した日から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内

申請期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 申請方法等

- (1) 書類は、下記の番号順に整えて、**本様式を添付して**提出してください。
- (2) 書類が全て揃っていない場合には受理することができませんので、ご注意ください。
- (3) この他、審査に必要な書類を提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。

番号	書 類 名	原本・ 写し	備 考	チェック	
				受付時	審査時
1	両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育休取得時))支給申請書 （【育】様式第1号①②、様式第5号）	原本	【育】様式第5号は、情報公表加算を申請する場合	第1号①□ 第1号②□ 第5号 □	第1号①□ 第1号②□ 第5号 □
2	提出を省略する書類についての確認書（育児休業等支援コース）【育】様式第6号	原本	提出を省略する書類がある場合（※1）	□	□
3	対象育児休業取得者に係る面談シート（【育】様式第2号）	写し		□	□
4	対象育児休業取得者に係るプラン（【育】様式第3号）	写し		□	□
5	申請事業主において、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰について、プランにより支援する方針をあらかじめ労働者へ周知されたこと、周知した日付が分かる書類（※1）	写し	例：実施要領、通達、マニュアル、育児休業規程、社内報、イントラネットの掲示板等の画面を印刷した書類等	□	□
6	労働協約又は就業規則（※1※2）	写し	育児休業の制度（出生時育児休業を含む）及び育児のための短時間勤務制度を規定していることが確認できる就業規則本則該当部分。別規定になっている場合は育児介護休業規程 ※利用開始時点のものを添付。申請日までに改定した場合は最新の規定も添付。	育休開始前□ 申請日時点□	□ □
7	育児・介護に係る労使協定（※1※2）	写し	労使協定を締結している場合	□	□
8	就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（※1）	写し	<u>周知日が確認できるもの。</u> 例：明文化された書面について全労働者へメール送信、回覧、掲示、配布等により周知した場合、日付があるもの（メール送信、回覧の場合は全労働者に送信・回覧（回覧の確認がある等）されたことが確認できるもの、社内に提示した場合は社内に提示していることが客観的に分かる写真等、周知したことが実質的に分かるもの）や労働者代表の署名及び周知日が確認できる申立書等）	□	□
9	対象育児休業取得者のプランの策定日における雇用期間の定めの有無が確認できる書類	写し	労働条件通知書又は雇用契約書等	□	□
10	対象育児休業取得者の育児休業申出書	写し	・育児休業申出書 ・期間が変更されている場合は育児休業期間変更申出書	□ □	□ □

番号	書 類 名	原本・ 写し	備 考	チェック	
				受付時	審査時
11	対象育児休業取得者の、育児休業前1か月の就業実績及び育児休業期間3か月分について休業していることが確認できる書類 (育児休業(産前休業の終了後引き続き産後休業及び育児休業をする場合には産前休業。産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は産後休業)前1か月分の就業実績及び 育児休業期間 (産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は産後休業を含む) <u>3か月分</u> 。)	写し	対象育児休業取得者の 出勤簿又はタイムカード 年 月 日～ 年 月 日 賃金台帳 年 月 日～ 年 月 日	☐ ☐	☐ ☐
12	対象育児休業取得者に育児休業に係る子がいることを確認できる書類	写し	例:母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、(子が対象制度利用者の被扶養者である場合)児童手当関係、医療証、住民票(マイナンバー不要)や戸籍を始めとしたその他公的証明書類等。なお、対象制度利用者と子の姓が一致しない場合であって、確認できる書類がない場合は申立書。	☐	☐
13	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る措置を講じていることが確認できる書類(※1)	写し	例:労働局に届出した策定届の写し(申請時において当該行動計画が有効なもの) ※同法第15条の2に基づく認定(プラチナくるみん認定)を受けた事業主を除く	☐	☐
14	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号(R7.4.1))	原本		☐	☐
15	支払方法・受取人住所届(R5.4.1)及び通帳の写し等支払口座番号が確認できる書類	原本	ハローワークシステムに記録されていない事業主の場合	☐	☐
16	その他()			☐	☐
＜情報公表加算を申請する場合は17についても提出＞					
17	一般事業主行動計画公表サイトの企業情報の公表画面(支給要領0301cイに係る内容を公表していることが分かるもの) ①雇用する男性労働者の育児休業等の取得割合 ②雇用する女性労働者の育児休業取得割合 ③雇用する労働者(男女別)の育児休業の平均取得日数に係る内容を公表していること	写し	支給申請より前に公表サイトへの掲載申請を完了しているが、掲載手続きが完了していない場合は、サイト管理者から送信された掲載申請又は更新申請の受付メール(受信日時わかるもの) ※この場合は掲載手続き終わり次第追加で提出のこと	☐	☐

※1 すでに当該申請を行ったことのある事業主で、「提出を省略する書類についての確認書(育児休業等支援コース)」(【育】様式第6号)に該当する書類について、既に提出している内容に変更がない場合は、当該確認書に記載することで一部の書類の提出が省略できる。

※2 本社等及び育児休業取得者が勤務する事業所の労働協約又は就業規則及び関連する労使協定。

併給調整	対象労働者の同一期間について他の助成金を受給・申請(予定を含む)をしているか	はい ・ いいえ 「はい」の場合助成金名:	☐	☐
------	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------

不備書類提出依頼日 / (担当者:)

不備書類提出完了日 / (担当者:)

不備・補正日数: 日
